

平成27年(ワ)第28号 表現の自由及び参政権侵害事件

原 告 岩崎 信

被 告 延岡市

答 弁 書

平成27年5月29日

宮崎地方裁判所延岡支部 御中

〒882-8686 延岡市東本小路2番地1

延岡市総務部総務課(送達場所)

延岡市長 首 藤 正 治

電 話 0982-22-7006

FAX 0982-34-2110



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否及び答弁

原告の請求の原因は、裁判請求書、平成27年3月2日付弁論書、同年4月7日付弁論書及び別紙1から4までに分かれて記載されており、その主張の内容が必ずしも明確でない部分があるため、請求の原因と思われる点について、認否及び答弁する。

1 不法行為22(別紙1の1頁)について

- (1) 1について、原告が平成25年12月10日に市民議案書(請願書、陳情書又はこれに類するもの)と題する文書を提出したこと及び同日が第17回

延岡市議会（定例会）における請願書及び陳情書の提出期限であったことは認める。

原告が市民議案書と題する文書を提出した時間が午前8時50分頃であることは否認する。原告が文書を提出した時間は、午前9時20分頃である（乙1号証）。

その余は争う。

原告自身が1の3行目で述べるように、原告は、市民議案書と題する文書を提出したものであり、文中にも議案を提出する旨の記載があるところ（乙2号証）、地方公共団体の議会に議案を提出する権限があるのは、普通地方公共団体の長（地方自治法149条1号）、議会の議員（同法112条1項）及び議会の委員会（同法109条6項）のみであって、原告に議案提出権限はないから、この市民議案書と題する文書を議案として取り扱うことはできない。

なお、仮に請願又は陳情であったとしても、請願の場合には、議員の紹介により請願書を提出しなければならず（同法124条）、請願を紹介する議会の議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならないのであって（延岡市議会会議規則134条2項・乙3号証）、本件文書は、請願書の要件を満たしていない。

さらに仮に本件文書を陳情と解したとしても、陳情は、事実上の行為であるから、議会において採決するなどの処理を行わなければならない義務はない。

そのため、憲法16条、延岡市議会基本条例5条3項、延岡市議会会議規則140条の規定により、本件文書は延岡市議会で議決されるべきものとはいえず、被告と原告間に債権債務関係はない。

- (2) 2について、議会事務局の受付担当者が原告から提出された文書に受領印を押して、原告に1枚コピーを渡したこと及び受付担当者が9月までの担当者ではなく別の職員であったことは認める。

「陳情書として扱ってほしいということですね？」との担当者の発言部分について否認する。

議会事務局の職員は、原告が提出した文書が市民議案書と題する文書であったため、内容を確認するために「この文書は、表題が市民議案書と書かれています、あくまでも市民議案書として提出されるのですか？」と確認したものである（乙1号証）。

「既に10月28日付け求裁判状の送達後であったから、9月と同様の問題が繰り返されることは避けなければならないことは理解されていた。担当者が甲に確認したのもそのためである。」の部分について、何が理解されていたのか原告の主張が明確でないため、不知とする。

- (3) 3について、12月20日に第17回延岡市議会が閉会したこと及び原告から提出された市民議案書と題する文書について市議会で採決されなかったことは認め、その余は争う。

原告は、「請願・陳情を持って来た」と来庁したが、その表題が「市民議案書」であったため、受付担当の議会事務局の職員2名が同席のもと、原告に「この文書は、表題が市民議案書と書かれています、あくまでも市民議案書として提出されるのですか？」と確認を行い、原告から「そうです」と返答があったため、あくまで「市民議案書」として提出するものとして受付を行った（乙1号証）。

その後、この市民議案書と題する文書の取扱いについては、平成25年12月11日に開催された議会運営委員会において、協議が行われ、当該委員会で委員に写しを配布することと決定され（乙2号証）、その旨を、平成25年12月18日付延市議第207号「提出された書類の処理について（お知らせ）」（乙4号証）で原告に通知し、その後の原告からの質問のメール（乙5号証）に対しては、平成25年12月27日付延市議第215号「提出された書類の処理方法について（回答）」（乙6号証）により回答し、文書の取扱いについて説明している。

- (4) 4から6までについて、争う。

2 不法行為23（別紙1の1頁）について

- (1) 1について、原告が「平成25年9月29日」に情報公開請求を行ったことは否認する。原告が開示請求を行ったのは、「平成25年9月25日」で

ある。その余は認める（乙7号証）。

- (2) 2について、認める。
- (3) 3のアについて、争う。

延岡市情報公開条例（以下「条例」という。）5条2号は、「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」について不開示とすることを定めている（乙8号証）。

本件部分開示決定は、指定管理者に指定されなかった候補者の名称の部分を開示としたものであるが、これは、指定管理者の選考について採点方式を採用しているため、今回の選定で指定された法人と比較して低い点数であったために指定されなかった法人について公にすることにより、点数結果がそのまま同法人の評価と受け取られるおそれがあり、当該法人が今後営業活動を行っていく上で支障となるおそれがあるなど、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断したものであつて、条例の規定に従って行った決定であり違法ではない。

- (4) 3のイについて、争う。

原告の理由イのうち、「法人名が不明である」との部分については、上記2の(3)で述べたとおり、条例の基準に従って法人等の名称を開示としたものである。

また、「他の方法によって延岡市の保有する行政文書そのものを閲覧、縦覧又は写しの交付の手續が定められている場合の規定である。」との部分については、条例15条1項は、「他の法令の規定により、行政文書の閲覧、縦覧又は写しの交付の手續が定められている場合には、当該行政文書については、この条例の規定は、適用しない。」と定めるものであるところ（乙8号証）、本件の法人の登記事項証明書については、法務局で閲覧、縦覧又は写しの交付の手續を行うことができるため、同条項に基づいて不開示の決定を行ったものである。

また、「延岡市が保有する当該開示請求文書そのものの写しの交付を得る

ことができる法令はない。」との部分については、原告の主張する内容が不明である。

(5) 4について、原告が1週間以内の期限を設けて開示を求めた事実については不知。その余は認める。

(6) 5について、争う。

3 不法行為24（別紙1の2頁）について

(1) 1について、原告が「平成25年9月29日」に情報公開請求を行ったことは否認する。原告が開示請求を行ったのは、「平成25年9月25日」である（乙7号証）。その余は認める。

(2) 2について、認める。ただし、3頁6行目の「恒宮地区」は「恒富地区」の誤りと思われる。

(3) 3について争う。上述の2の(3)(4)と同旨である。

(4) 4について、原告が1週間以内の期限を設けて開示を求めた事実については不知。その余は認める。

(5) 5について、争う。

4 不法行為25（別紙1の4頁）について

(1) 1について、原告が「平成25年9月29日」に情報公開請求を行ったことは否認する。原告が開示請求を行ったのは、「平成25年9月25日」である（乙7号証）。その余は認める。

(2) 2について、認める。ただし、3頁6行目の「恒宮地区」は「恒富地区」の誤りと思われる。

(3) 3について争う。上述の2の(3)と同旨である。

(4) 4について、原告が1週間以内の期限を設けて開示を求めた事実については不知。その余は認める。

(5) 5について、争う。

5 不法行為26（別紙1の4頁）について

(1) 1について、原告が「平成25年9月29日」に情報公開請求を行ったことは否認する。原告が開示請求を行ったのは、「平成25年9月25日」である（乙7号証）。その余は認める。

- (2) 2について、認める。
- (3) 3のアについて、争う。上述の2の(3)と同旨である。

3のイについて、争う。なお、原告の主張は、条例第5条第5項ではなく第5条第5号について述べていると思われる。

条例第5条第5号において、「国の機関、他の地方公共団体及び実施機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」について不開示情報として規定されている（乙8号証）。

本件で不開示とした情報は、指定管理者候補者の選定に係る選定委員会委員の氏名であるが、これを公にすると、各委員がどのように採点したのかが明らかになり、以後の同様の審査において、各委員に対する外部からの圧力や干渉等の影響を受け、中立性が不当に損なわれるおそれがあることから不開示としたものである。

なお、委員の氏名については、本件の指定管理募集要項のなかで公にしているところ（乙9号証）、この不開示決定は、上述のおそれがあるから、各委員の採点状況を明らかにしないために委員の氏名が記録されている部分を不開示とする、部分開示の決定を行ったものである。

- (4) 4について、原告が1週間以内の期限を設けて開示を求めた事実については不知。その余は認める。
- (5) 5について、争う。

6 不法行為27（別紙1の5頁）について

- (1) 1について、原告が「平成25年9月29日」に情報公開請求を行ったことは否認する。原告が開示請求を行ったのは、「平成25年9月25日」である（乙7号証）。その余は認める。
- (2) 2について、認める。
- (3) 3について争う。上述の2(3)と同旨である。
- (4) 4について、原告が1週間以内の期限を設けて開示を求めた事実について

は不知。その余は認める。

(5) 5について、争う。

7 別紙1結語について、争う。

8 不法行為3-2（平成27年4月7日付弁論書1頁2の一）について
否認又は争う。

全世帯に配布することが義務付けられている文書とは何かが不明である。また、憲法14条に違反する事実はなく、刑法249条及び250条の罪に当たる行為は行っていない。

9 不法行為3-3（平成27年4月7日付弁論書1頁2の二）について
否認又は争う。

全戸配布すべき文書とは何かが不明である。

また、被告は、行政事務の円滑な運営を図るため、市政連絡員を介して、市民に対して必要な情報の伝達を行っているものの、回覧板の回付労働を強制しておらず、刑法223条の強要罪には当たらない。

回覧板の情報を電子メールで配布する義務はなく、不法行為には当たらず、回覧板の回付が強制労働である等の主張は、原告の一意見である。

10 不法行為3-4（平成27年4月7日付弁論書3頁2の三）について
争う。

回覧板の情報を電子メールで配布する義務はなく、不法行為には当たらない。また、回覧板の情報について紙形態での配付をしていないことについては不知。憲法違反及び高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の適用等その余の記載については、原告の一意見である。

11 不法行為18-2（平成27年4月7日付弁論書3頁2の四）について
争う。

行政手続法46条は、地方公共団体に行政手続法にのっとり、必要な措置を講ずるよう努めることを求めるものであるが、手続規定の整備状況等は様々であることから一律に定めることは適当でないため、地方公共団体において地域の実情に即し、かつ総合的な行政運営が確保されることを鑑み、努力義務とされているところである（乙10号証）。

そのため、条例等に意見公募手続に関する規定がなくとも、原告が主張する行政手続法46条違反による不法行為となるものではない。

1 2 不法行為1-2（平成27年4月7日付弁論書3頁3）について争う。

原告は、各議員の議案に関する賛否の一覧表について不存在のため不開示とした決定が違法であると主張するが、議案表決の際の各議員の賛否の情報の記録を義務付ける法令の規定はなく、当該情報を記録しなければならない義務はないため、当然に保有しなければならない情報には当たらず、現に被告は記録していないものである。

条例2条2項における情報公開請求の対象となる行政文書は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、規則で定めるものをいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定義されており、請求時点において保有していない行政文書を開示請求に応ずるために作成する義務はない（乙8号証）。

そのため、不法行為には当たらない。

1 3 故意・悪意（平成27年4月7日付弁論書4頁の4）について争う。これらの行為に違法性はなく不法行為には当たらない。

1 4 その他について

原告の主張の内容が弁論書や別紙などに分かれて記載され、主張の内容が明確でない部分があるが、被告は不法行為を行っておらず、請求の趣旨に対する答弁で述べたとおり、原告がその余記載する点についても被告に対して、損害賠償請求は認められず、本件について棄却されることを求める。

第3 被告の主張

1 違法性について

(1) 情報公開の不開示決定に違法性がないこと

本件のうち情報公開の不開示決定に関する損害賠償請求について、「第2

請求の原因に対する認否及び答弁」でも述べたとおり、被告の行為には何らの違法もない。

なお、情報公開条例に基づく開示請求を受けた行政機関等の公務員が開示請求に対して判断を誤った場合、そのことから直ちに国家賠償法1条1項にいう違法があったと評価を受けるものではなく、当該請求を処理するに当たって、公務員が通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該判断を行ったと認めうるような事情がある場合に限り、当該公務員の行為は、同条項上の違法の評価を受けるものと解するのが相当である（最高裁平成元年（オ）第930号、同1093号平成5年3月11日第1小法廷判決・民集47巻4号2863頁参照）。

よって、仮に不開示決定が違法であったとしても、本件被告は開示決定において、職務上通常尽くすべき注意義務を十分に尽くしており、国家賠償法上の違法の評価を受けるものでもない。

したがって、情報公開の不開示決定に損害賠償請求における違法性はない。

(2) 情報公開の不開示決定以外の原告の主張する点について違法性がないこと

情報公開の不開示決定以外についての原告の主張は、例えば、回覧板の情報が電子メールで送られるべきであるなどといった個人の一意見に過ぎず、被告に作為義務がないことに関して、その不作為から損害が生じたとして損害賠償を求めているものであるが、これらの不作為に違法な点はなく、情報公開の不開示決定以外の原告の主張についても損害賠償請求における違法性はない。

2 延岡市の情報公開制度について

(1) 概要

被告の情報公開制度は、乙8号証のとおりであるが、簡単に概略を紹介する。被告の情報公開制度は、被告が保有する行政文書の開示を請求する市民の権利を創設する制度であり、被告は、平成11年12月に延岡市情報公開条例（平成12年条例第25号。以下「条例」という。）を制定し、平成12年7月1日から施行している。

(2) 実施機関

被告において情報公開制度を実施する機関（実施機関）は、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会である（条例2条1号）。

(3) 開示請求権

開示請求権については、①「市内に住所を有する個人」、②「市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体」、③「市内に存する事務所又は事業所に勤務する個人」、④「市内に存する学校に在学する個人」及び⑤「実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの」は、実施機関の長に対し、当該実施機関の保有する行政文書（⑤は、利害関係を有する事務事業に係る行政文書に限る。）の開示を請求することができる（条例3条）。

(4) 行政文書（開示請求の対象）

開示請求の対象となる「行政文書」については、条例2条2号で、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、規則で定めるものをいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定されている。

ただし、「一般に入手することができるもの又は一般に利用することができる市の施設において閲覧に供されているもの」及び「市の施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの」は、「行政文書」から除かれている（同号ただし書）。

(5) 開示請求の手続

開示請求は、「開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名」及び「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を記載した文書（開示請求書）を実施機関の長に提出してしなければならないとされており（条例4条1項）、実施機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができるの

である（同条2項）。

(6) 不開示情報

開示請求があったときは、実施機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならないとされ、次に掲げる情報が不開示情報として規定されている（条例5条）。

① 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）

であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

エ 当該個人が実施機関が行う交際の相手方である場合における当該交際に係る市の支出に関する情報（公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものを除く。）

② 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）

に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位

その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- ③ 法令の規定により、開示することができないと認められる情報
- ④ 公にすることにより、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
- ⑤ 国の機関、他の地方公共団体及び実施機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- ⑥ 国の機関、他の地方公共団体又は実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、他の地方公共団体又は実施機関の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 国、他の地方公共団体又は実施機関が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 適用除外

条例15条は適用除外を規定し、「他の法令の規定により、行政文書の閲覧、縦覧又は写しの交付の手続が定められている場合には、当該行政文書については、この条例の規定は、適用しない」とされている。

第4 併合請求についての意見

宮崎地方裁判所延岡支部平成25年(ワ)第137号事件については、平成27年2月25日に弁論が終結し、同年5月20日に判決言渡がなされたため、併合審理は認められない。

以上

附属書類

1	指定代理人指定書	1通
2	答弁書副本	1通
2	証拠説明書	2通
3	乙1号証から乙10号証まで	各2通

